

随意契約に附する理由書

工 事 名 : 大阪府宮堺竹城台4丁目第2期住宅(建て替え)雨水排水管布設工事

本工事は、現在工事中の大阪府宮堺竹城台4丁目第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第1工区)(以下「新築工事」という。)の施工区域内に設置される宅内最終枘から、敷地外の公共下水枘に雨水排水管を布設する工事です。

新築工事着手前時点での堺市との本工事に関する協議においては、当該工事に影響のあるガス・給水・汚水等の既存埋設管の位置・深さが不明であったため、当該工事箇所の試掘後にルートおよび工法等の決定をすることになっていました。

今般、試掘が完了し工法等の検討を行った結果、雨水排水管の布設ルートを決定し、工法については推進工法にて本工事を行うものです。

本工事にあたっては、宅内最終枘の設置は新築工事に含まれているため、新築工事の受注者以外の施工となれば作業ヤードの確保及び工程調整等が困難であるとともに、当該排水施設における責任の所在が不明確となります。また、当該雨水排水管については、新築工事の完成までに工事を完成させなければ建物の供用開始ができません。

そのため、本工事においては、下記の新築工事受注者へ発注することにより施工の円滑化を図れるとともに、早期の施工が可能となり経費の節減も図れます。

以上のことから、住宅まちづくり部競争入札審査会・建築部会に諮り了承を得た、新築工事の受注者である堺土建・藤木組共同企業体より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

記

工 事 名 称 : 大阪府宮堺竹城台4丁目第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第1工区)

受 注 者 : 堺土建・藤木組共同企業体

工 事 期 間 : 令和元年12月23日～令和3年8月20日

請負代金額 : ¥811,918,800-